

日常生活に必要な最小限度の部分の修理実施要領

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」（以下、「応急修理」という。）を行なうこととされているが、この実施要領は、令和7年2月26日に発生した「令和7年大船渡市大規模林野火災」（以下、「林野火災」という。）における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

ア 当該災害に係るり災証明書において、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び半焼若しくはこれに準ずる程度（以下、「準半壊」という。）の証明を受けたこと。

イ 災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼、準半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象となる。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

ウ 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることを見込まれる場合を対象とする。

エ 応急仮設住宅を利用しないこと

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者で、自宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者はこの限りではない。

(2) 資力等の要件

災害のため住家が中規模半壊、半壊、半焼、準半壊の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、市において、「資力に関する申出書」（様式第2号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急

修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであることから、応急修理の緊急性の高い部位を以下のとおり定める。

優先度	応急修理の緊急性の高い部位
①	壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた外壁・内壁の補修、壊れた床の補修
②	壊れたドア、窓等の開口部の補修
③	配管・配線の補修（上下水道管の水漏れの補修、壊れた給排気設備（換気扇など）の交換、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修）
④	壊れた衛生設備（便器・浴槽など）の補修

※ なお、災害の態様や各住戸の損傷状況によっては、緊急性や優先度が変わることも考えられるため、上記に限られるものではない。

(2) 応急修理の対象範囲の基本的考え方については、「別紙1 住宅の応急修理にかかる工事例」及び「別紙2 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A」を参照すること。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

ア 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の証明を受けた世帯：717,000円以内

イ 準半壊の証明を受けた世帯：348,000円以内

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものである※が、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。（借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付けること。）

※ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（賃貸人による修繕等）

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。

ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。

2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。

(賃借人による修繕)

第六百七条の二 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

- 一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。
- 二 急迫の事情があるとき。

4 手続の流れ

市は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは図1のとおりとする。

5 証拠写真の提出

(1) 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認するため、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。

(2) 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に「申立書」に記載するとともに、修理業者としてこれを証明すること。（会社の所定の様式を使用してかまわない。）なお、申立書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさないで、留意すること。

「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「申立書」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ

